

平成30年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年7月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
㊟ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳一	○ 12番 梶山 達男
㊟ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 吉田 政明	○ 北川 廣海	○ 松永 勝也
		○ 百枝 純治
		○ 萩原 健詞
		○ 松尾 和広
		○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	主 査 横山 雄治
副主任 前川 祐樹		
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
9 番 崎 田 隆	8 番 吉 原 順 穂	

事務局長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本格的な夏の到来で大変暑い日が続いております。皆様も熱中症には十分に気をつけて、水分補給を十分に行いながら農作業に当たっていただきたいと思います。

まず、お手元に「松浦市農業委員会だより」を配布しております。やっと印刷ができましたので、来月の初旬までには各農家に配布される予定です。

さて、水田活用直接支払交付金の夏の確認が、7月31日から8月7日の日程で実施されます。7月31日火曜日は鷹島地区、1日水曜日が御厨地区、2日木曜日が鷹島地区、3日金曜日が志佐、御厨、星鹿、上志佐地区（栢ノ木、横辺田）、6日月曜日が上志佐地区、最終日の7日火曜日は調川地区、今福地区の予定となっております。対象の農家には、立札と日程表を直接郵送されておりますのでお知らせいたします。

また、農地パトロールを、お盆明けの8月20日（月曜日）から、今福を皮切りに実施いたします。7月17日にお配りした日程表を本日も再度お配りしておりますので、確認の上ご参加ください。なお、農地パトロールにつきましては、先月の総会の折に、会長のほうからもお願いがございましたが、農業委員さんに事前に受け持ち地区をご確認いただいたうえで、地域内を案内していただき遊休農地、違反転用について確認をさせていただきます。大変暑い中ではありますが、皆様のご協力をお願いいたします。また、本日それぞれの委員さんの受け持ち地区の航空写真と白地図に農地情報を記載したA1サイズの地図を配布しております。事前の確認にご活用ください。航空写真の取り扱いについての注意事項がございます。この地図に印字されております、字図情報につきましては、国土調査の完了地を除き、おおむねこの辺りがこの地番程度の精度です。従いまして、この地図では境界の確認はできません。委員さんのみ活用できるものとご理解ください。また、住民の方からの要望であっても決してコピー等を渡さないでください。今回の地図には地番が入っておりません。事務局にお問い合わせいただければすぐにお調べいたしますのでよろしく願いいたします。

それから、来月8月3日金曜日18時から松浦シティホテルでの開催を予定しております「農林水産大臣表彰報告会」について、平成18年度以降の農業委員の方並びに国県の関係される方々、約150名の方にお声かけをしておりますが、本日で50名の出席となっており、現職の委員さんの出席が37名中8人と非常に少ない出席となっております。まだ出欠のご連絡をされていない委員さんもいらっしゃいますが、できるだけ調整のうえ、ご出席いただければと思います。なお、出欠の連絡は、本日中に事務局までご連絡をお願いいたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、7月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。毎日暑うございます。私のほうから2点だけお繋ぎしたいことがございます。長崎県農業会議の通常総会が6月25日に開催されまして、その時に1号表彰者、農業委員18年以上就任された方に対して表彰が行われました。松浦市では吉田委員がちょうど18年で表彰されました。おめでとうございます。

それから3日の報告会でございますが、この大臣表彰と申しますのは、会長だけが頑張ったのではなく、事務局が頑張ったわけでもなく、担当されている委員さん、そして、それをしっかり支えた事務局とが三者一体となってコツコツ積み上げた実績が評価され、今回の表彰に繋がったものと思います。合併以降、一体となって与えられた職務を積み上げた成果がこの表彰でございます。そういう気持ちで、ぜひご出席いただき一緒にお祝いをしたいと思っています。以前の農業委員の方とお会いになった時には、皆さん方のほうからも、ぜひ出席いただくようお願いいたします。そして、現職の皆様はぜひご出席ください。一緒に汗を流した皆様方とお祝いをしたいと考えておりますので、ご多忙中とは思いますが、万象繰り合わせのうへご出席いただけたらなと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。まだ、出席表明をしておられない方はぜひ事務局のほうに出席の連絡をしていただきたいと思います。と思っています。

それでは、議事に入ります。議事に入ります前に、本日の欠席委員のご連絡をいたします。4番 大久保委員、8番 田中康委員の2名です。それから、安永委員、百枝委員、川下委員を除いた最適化推進委員の皆様にご出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。9番の崎田委員、10番の吉原委員、よろしくようお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。記載の申出人から平成30年6月11日にあっせんの申出がございました件ですが、議案配布の折にはまだあっせん会を開催しておりませんでしたので、空欄にしておりましたが、昨日あっせん会を開催しましたので、ご記入いただきたいと思います。(相手方の読み上げ)7月25日にあっせん会を市役所の5階教養室で開催しております。協議が1回で整っております。7月31日に市役所のほうで行うように予定しております。あっせん委員は松瀬推進委員と松田推進委員です。

議 長

それでは、あっせん状況につきまして、あっせん委員さんから報告をお願いしたいと思います。

最適化推進委員

最適化推進委員 松瀬です。事務局からの説明のとおり、25日の午後2時よりあっせん会を開きました。相手方は申出人の田を作っておられましたので、あっせんの相手方としてお願いをいたしました。協議の結果、反当り

30 万円で双方が合意され、今、言われましたように、7 月 31 日に調印式をするようにしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。あっせん委員の皆様、本当にお世話さまでございました。

事務局 それでは、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）についてご説明いたします。

1 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が福島町浅谷免、地目は畑で、面積が 612 m<sup>2</sup>でございます。通知年月日が平成 30 年 6 月 18 日で、平成 30 年 6 月 27 日受付です。賃貸借契約期間は平成 26 年 6 月 20 日から平成 31 年 6 月 19 日までの 5 年となっておりますが、他の人に貸し出すということで貸人の都合による解約になります。

2 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町笛吹免で、地目は田、面積が 1,163 m<sup>2</sup>。通知年月日が平成 30 年 7 月 2 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 29 年 4 月 28 日から平成 35 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりますが、畜産クラスター事業により牛舎及び堆肥舎を建築するために貸付けるもので、貸人の都合による解約になります。

3 件目の貸人、借人記載のとおりです。農地の所在が福島町土谷免、地目は畑で、面積が 807 m<sup>2</sup>です。通知年月日が平成 30 年 7 月 2 日で、平成 30 年 7 月 3 日受付です。使用貸借契約期間は平成 30 年 6 月 28 日から平成 40 年 6 月 30 日までの 10 年となっておりますが、貸人の都合による解約になります。

4 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町田ノ平免の計 5 筆。通知年月日が平成 30 年 7 月 6 日、同日受付です。使用貸借契約期間は平成 27 年 1 月 23 日から平成 33 年 6 月 19 日までの 6 年 5 月となっておりますが、農地法 3 条による解約になります。

5 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が福島町浅谷免の 3 筆で通知年月日が平成 30 年 7 月 10 日、同日受付です。親子間の使用貸借で、契約期間は平成 20 年 12 月 21 日から平成 30 年 12 月 20 日までの 10 年となっておりますが、他の人に貸し出すということで貸人の都合による解約になります。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成 30 年 6 月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人)氏名	譲受人(借人)氏名	一般個人住宅	495 m <sup>2</sup>	H30.7.13 許可
	譲渡人(貸人)氏名	譲受人(借人)氏名	発電用施設用地	8,740 m <sup>2</sup>	
	譲渡人(貸人)氏名	譲受人(借人)氏名	牛舎及び堆肥舎	4,132.91 m <sup>2</sup>	

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	2,177 m <sup>2</sup>		2,177 m <sup>2</sup>
	親子間による生前贈与	1		7,157 m <sup>2</sup>	7,157 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1		316 m <sup>2</sup>	316 m <sup>2</sup>
	店舗	1		819 m <sup>2</sup>	819 m <sup>2</sup>
計		2		1,135 m <sup>2</sup>	1,135 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		28	36,685 m <sup>2</sup>	31,430 m <sup>2</sup>	68,115 m <sup>2</sup>
	賃借権	9	9,924 m <sup>2</sup>	10,935 m <sup>2</sup>	20,859 m <sup>2</sup>
	使用貸借	19	26,761 m <sup>2</sup>	20,495 m <sup>2</sup>	47,256 m <sup>2</sup>
計		28	36,685 m <sup>2</sup>	31,430 m <sup>2</sup>	68,115 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3	2,225 m <sup>2</sup>	73 m <sup>2</sup>	2,298 m <sup>2</sup>

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございましたか。

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第57号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第57号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。事件番号 1 番から説明致します。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものであります。売買する農地は、星鹿町下田免の地目が田の 3 筆 計 2,024 m<sup>2</sup>であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 13,129 m<sup>2</sup>、農従者は 3 名、譲受人の農業従事日数は年間 150 日となっております。譲受人は、長崎県職員の方でありまして、現在転勤の関係で市外のお住まいとなっております。休日には、実家での農作業に従事されております。今回の申請は、譲渡人の父が平成 23 年にお亡くなりになるまでの間、耕作されていたところであります。譲渡人自身も市外へ嫁いでからは、実家の農地の維持管理を懸念されており、譲受人は、経営規模拡大したい意向があられ、双方の意思がまとまった土地であります。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たします。

続きまして、事件番号 2 番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものであります。売買する農地は、星鹿町下田免、地目は田、153 m<sup>2</sup>であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 9,078 m<sup>2</sup>、農従者は 2 名、譲受人の農業従事日数は年間 150 日となっております。今回の申請は、譲渡人の父が平成 23 年にお亡くなりになるまでの間、耕作されていたところであります。譲渡人自身も市外へ嫁いでからは、実家の農地の維持管理を懸念されており、譲受人は、隣接地に自己所有農地を持っておられ、当該申請地と合わせて耕作したい、経営規模拡大したい意向があられ、双方の意思がまとまった土地であります。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たします。

続きまして、事件番号 3 番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、星鹿町北久保免、地目は畑の 631 m<sup>2</sup>から同所牟田免までの畑 10 筆 7,157 m<sup>2</sup>であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 20,198 m<sup>2</sup>、農従者は 4 名、譲受人の農業従事日数は年間 250 日となっております。譲受人は、旧青年就農給付金を受給しておりますが、この給付金の要件として「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること」と規定されております。従いまして、譲受人は、親子間貸借が主となっており、親子間で貸借している農地の一部の所有権を移転し、所有者と親族以外からの借地を合わせて全体の半分以上とする必要があるための申請であります。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

農地法第 3 条の規定による許可申請は、以上 3 件であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで事件番号 1 のほうから地元委員のご意見をお伺いします。事件番号 1 について松瀬委員にお願いします。

最適化推進委員

最適化推進委員の松瀬です。事件番号 1 と 2 についてですが、事務局の

説明のとおり、譲受人の経営規模拡大ということです。事件番号2については、きちんと後継者がいらっしゃいますので、どちらも特に問題ないものと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。次に事件番号3についてもお願いします。藤川委員お願いします。

16番 16番 藤川です。昨日、譲受人のお宅にお伺いし、双方から申請どおりでお願いしますと言われましたので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。松瀬委員、事件番号1の譲受人は時々帰って来られているのですか。

最適化推進委員 最適化推進委員の松瀬です。休みの日には、帰って来られています。

議長 ありがとうございます。いま、事件番号1, 2, 3について地元委員さんからご意見を伺いました。3条の要件を満たしているということでございます。ここで、皆様方からの質疑をお受けしたいと思ひます。この件について、何かご意見等はございませんでしょうか。

9番 9番 崎田です。事件番号3についてですが、譲受人が、新規就農者ということですが、要件を満たすためには農地を持たないといけないのでしょうか。また、それがどのくらいなのか教えてください。

事務局 青年就農給付金という制度で就農されて、所得要件にもよりますが、年間150万円の援助が最長で3年、農業大学等を卒業すると5年間支給されるという制度があります。こちらの譲受人の場合、初めて制度ができた時期に取られました。親子の場合と、他人とでは違うのですが、親子の場合で後継者として就農した場合、土地の所有権を借りた土地と自分の所有のものが、もともと作っていた親の農地の面積を超えなければならないという条件が付いてきます。それと、家族が作っている分の2分の1以上の所有権を持っていないなければならないとなっており、当初は、その登記を青年就農給付金の支給があつてから5年以内にする事となっておりました。それで慌てていらした、という状況です。そういう制度でありましたので、どうしても親子間の贈与をせざるを得ない。今は、制度が変わっていますけれども、当時の制度の名残ということになります。

農地法3条については、取得の要件がございませす。初めて農業委員さんになられた方と最適化推進委員さんもいらっしゃいますので、制度についてご説明いたします。下限面積というのがございませして取得する面積も入れて50a以上になること、150日以上農業に従事すること、農業に従事する保証があること、これら3点をすべてクリアしないと農地の権利移動ができません。農業経営基盤強化促進法では、将来やる気のある農家・見込みのある農家ということで50a未満でも貸借が可能ですが、農地法3条に

については 50a 要件が必ず付いてきます。また、農業委員会が別に定める面積が決められるようになっておりまして、これを別段の面積といいます。地域によっては売買する面積を 10a ぐらいまで下げることができるようになっていきます。その下げる要件が、耕作放棄地がたくさんある、後継者不足で経営が難しい、都市化が進んで矮小な土地しかないという条件の中で、別段の面積を設定することになります。松浦市の場合は取得後 50a 以上、従事日数 150 日以上、継続的かつ安定的に農業に従事すること、この 3 点を要件としております。以上でございます。

議長 3 条の要件を満たしているということでございますけれども、何か皆様方のほうから、ご意見等ございませんか。

1 番 1 番 伊藤です。以前は通作の距離が制限されていたと思うのですが、通勤されているのでそのところがどうかということと、公務員の兼業の禁止というのはクリアしているのか。県知事が 150 日ということを承認しているのかをお聞かせください。

事務局 公務員の兼業の中で、農業だけは兼業が許されております。県知事が 150 日を許可したかどうかの確認はしておりませんが、祝祭日の日数と、週に 2 日土日に帰ってきておられるということで、明らかに 150 日は超えるということで判断したところでございます。毎回帰ってきて農業に従事されているということで判断しました。

議長 他に何かございませんか。

何もないようでございますので、議案第 57 号は、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 4 ページをお開き下さい。議案第 58 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

最初に事件番号 1 番。現地の位置図を議案の 18 ページ及び 19 ページに、字図は 20 ページに、配置図、平面図は議案の 21、22 ページに添付しております。申請地は、御厨町里免、地目が畑、面積は 819 ㎡です。

松浦市役所より北西方向へ約 6.5 km 行った所になります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であり第 3 種農地地区となります。転用の目的は、美容室を建築するものであります。以前は、別の場所で美容室をされていまし



たが、体調を崩されたこともあり、今回、実家傍であり伯父さん名義の土地を無償で譲り受け、美容室を建築するものであります。排水計画は、雨水排水については、自然流下。汚水、生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し、既存のU字溝に放流する計画となっております。また、その流末は、既存の個人名義の用悪水路に接続となっておりますが、所有者からの同意書も添付されております。当該申請地への進入路については、既存の母宅の所有地進入路でもありまして、併せて共同で使用することへの同意書も添付されております。資金計画については、自己資金は残高証明書を不足分については、金融機関による資金証明書がそれぞれ添付されており確認しています。300㎡を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2番です。現地の位置図を議案の18ページ及び23ページに、字図は24ページに、配置図は25ページに、平面図は議案の26、27ページに添付しております。申請地は、志佐町高野免、地目：畑、316㎡です。松浦市役所より南東方向へ約2km行った所になります。農地の区分は、申請地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地地区となります。転用の目的は、祖父から土地を譲り受けて、一般個人住宅1棟を新築するものであります。造成計画は、現状のまま利用することで切土、盛土はありません。排水計画は、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道への接続となっております。申請地の東側は市道牛切線と隣接。北、南及び西側は宅地に囲まれており、特に問題はないところです。資金計画は、全額借入金で資金証明書が添付されております。第2種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。300㎡を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請2件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。事件番号1について、地元委員からのご意見をお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員の松田です。23日に確認に行ってきました。内容は事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。畑ですが、住宅地に囲まれていて、農業に関する問題もないと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、事件番号2について、萩原委員さんお願いいたします。

最適化推進委員 最適化推進委員の萩原です。先日、現地を見に行ってきましたが、家族

間の譲渡で特に問題はありません。地元に残って農業をするということで、特に問題はなく、排水関係は下水道が近くまで来ており、それに繋ぐということで、これにつきましても問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからも、ご意見をお願いいたします。

7番 7番 松尾です。1番につきましては、周りが住宅地で、当該農地だけが残っているという状態ですので、そこに美容室ができてても特に問題はないと思います。以上です。

続きまして、2番ですが、こちらの畑の下におじいさんのご自宅がありまして、畑の上のほうにも住宅があります。この畑はおじいさんが家庭菜園程度の耕作をされているということで、周りに影響を与えることはなく、何ら問題ないものと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも問題ないというご意見をいただきました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。

何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

最適化推進委員 最適化推進委員、早坂です。議案に直接の関係はないのですが、24ページに松浦市とか長崎県とかがありますが、これはどういうことでしょうか。議案と直接は関係ないのですが、よろしくお願いいたします。

事務局 まず、地番Aが長崎県になっていますが、地滑り防止工事の集水井戸の跡です。たぶん林業関係だとは思いますが、地滑り防止のために水を抜く直径5mぐらいの井戸を掘ってあります。こちらは、長崎県です。それと右側の地番B等が松浦市になっていますが、通常、細長い形で残っているのは、ほぼ道です。あくまで、国土調査が終わっていないところは、その土地の場所を表示しているだけだと思ってください。そういうことで形は実測図とは異なります。覚えておいていただければと思います。

議長 他にご質問等はございませんか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり進達することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第59号 非農地証明についてを議題といたします。

事務局

5 ページをご覧ください。議案第 59 号非農地証明願についてご説明いたします。お手元に、A3 の二つ折りで白黒とカラーの写真をお配りしております。白黒の部分が昭和 23 年の航空写真になります。カラーの部分が平成 25 年の航空写真になりますので対比しながら見ていただければと思います。カラーのほうは見にくいのですが、丸く赤で囲っております。志佐中学校の校舎のちょうど前付近になります。そちらが申請地になります。それと併せまして申請地の字図を付けております。こちらのほうもご覧いただきたいと思います。現地の位置図を 28 ページに議案の資料図面として添付しております。申請地は、北側は市道大浜里線と隣接、南側は市道江口野山線と隣接している場所であり、人為的に非農地化している土地に該当するものです。申出人は、記載のとおりです。申請の内容は、志佐町里免、地目は田、184 m<sup>2</sup>ほか 4 筆であります。証明を受けようとする物件の状況は、農地法ができた昭和 27 年 10 月 20 日以前から 446 番 2 及び 446 番第 3 については、建物が建っていて宅地として利用されており、併せまして申請で上がっております地番については、ちょうど中学校との間になります。昭和 60 年度から 61 年度にかけて市道大浜里線改良工事がされており、その残地で、狭隘で畑としての利用が困難な土地であります。非農地通知の対象地と成り得ますが、現況が宅地への進入路となっており、地目が雑種地となっております。通常は非農地通知により非農地証明によって農地から外すものであります。昭和 60 年度、61 年度の市道大浜里線改良工事の用地買収時の図面からも確認しております。市道敷残地であり、建物もすでに建っていることもあり、農地への復旧は困難であると判断致しました。非農地証明願 1 件についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。

最適化推進委員

最適化推進委員 大石です。事務局の説明のとおり中学校の横は市道が通っていなかったのですが、辻の尾の住宅地を造成するために郵便局の横からまっすぐ道が通りました。家の裏を畑として使ってありましたが、こちらの道ができたことで、そこを進入路や車を止めたりして使われております。そういうことで、農地の状態ではないと思いました。

議長

ありがとうございました。現地に行かれた委員さんからも、ご意見をお願いします。

6 番

6 番 大川内です。昭和 23 年当時の写真が残っており、前の形状がよくわかります。この案件の中身につきましては、事務局並びに大石委員から説明があった通りでありますので追加説明はいたしません。この案件につきましては、何ら問題なきものと判断いたしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、非農地として証明

書を交付するのは問題ないというご意見をいただきました。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。皆様方の方から、ご意見ご要望はございませんか。

事務局

非農地証明の要件について、再度、研修という意味でお聞きいただきたいと思います。

現在、非農地証明というものを原則下ろしておりません。農地転用か、違反転用の追認で落とすか、山林原野化していれば非農地通知によって落とすというのが大原則となっております。少し前までは、20年以上経過した人為的なものは非農地証明で落とせたのですが、それが全くできなくなっています。非農地証明を下せるものは、昭和27年10月20日以前から転用されているものとなっております。今回の場合は、たまたま23年の航空写真がありましたので、間違いないと判断できました。ちなみに、22年、23年の航空写真は誰でもインターネットで国土交通地理院から取れます。それで確認ができることとなります。それともう一つが、災害滅失、あと一つが、市道県道など公的機関による収用や買収によってのこされた狭隘な農地です。原則この三つに限られてきます。

議長

他にございませんか。  
何もないようでございますので、非農地証明を交付することに、異議はございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は願どおり証明書を交付するものといたします。

次に移ります。関連がございますので、議案第60号、61号を一括して上程したいと思います。

事務局

6ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成30年7月27日としております。7ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8ページに賃貸借設定の新規分、9ページに使用貸借の再設定分、10ページに使用貸借の新規設定分を記載しております。併せまして、議案第61号は委員さんの分になりますが、今日は田中委員が欠席でございますので、引続いて読み上げさせていただきます。こちらにつきましても、公告予定日を平成30年7月27日としておりまして、14ページに賃貸借設定の新規分と使用貸借設定の新規分を記載しておりますので、担当地区の農業委員さんの方でご確認をお願いします。

議長

皆様方のほうから、掘り起こしを出していただいたものです。こちらの集積計画について、何かご意見はございませんか。

6番

6番 大川内です。農業委員に係るものについては、別途案件とされて

いましたが、農地利用最適化推進委員については、議決権がないので別にしなくていいのでしょうか。

事務局 議決権がないので、別にしなくても問題ありません。

議 長 集積計画について、何かご意見はございませんか。

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することにご異議はございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 60 号、61 号は計画どおり決定することといたします。公告予定を 7 月 27 日といたします。

議 長 次に議案第 62 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 総会資料 17 ページをお開きください。荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてご説明致します。

最初の案件について、ご説明いたします。記載の申出人からの申し出によるものです。対象地は、志佐町西山免、地目は田、508 m<sup>2</sup>であります。6 月 21 日に地元委員として大石委員さんと 6 月の当番委員さんとして武部委員さんと田中康委員さんにより現地調査を実施しました。申し出の土地は、申し出のとおり非農地化しており所々に銀杏の木が生えており原野化が認められるような状況であり、非農地やむなしと判断しているところでございます。

それでは福島町の分についてご説明いたします。申出者は記載のとおりです。申出のあった土地の所在は福島町里免、地目：田、1,717 m<sup>2</sup>と地目：畑、73 m<sup>2</sup>です。この土地について、先日、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。どちらも、12,3 年ほど前から耕作放棄のため現在、写真のとおり原野化しております。機械が通るような進入路もありません。田については耕作放棄する前は申出人の親が水稻を作付されていたそうですが、親が亡くなられ、本人も高齢となり作業が困難となったため耕作を断念されたとのこと。畑については、以前は家庭菜園のような利用をされておりましたが、12~13 年ほど前に他の地区に引っ越してから手つかずの状態となっております

説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員のご意見をお伺いします。柿山委員さんの分は武部委員さんをお願いします。

5 番 5 番 武部です。現地調査の日に確認に行ってきました。県道を改良す

るときに残地として残ったもののようです。県道は、盛土して造ってありますので、本件の土地は道より下の方になってしまっていて、道ができてからは、そこに耕作に行けるような状況ではありません。そういうことで、その当時から手をつけられておらず原野化しておりました。

議長 ありがとうございます。次に福島町の分を紙本委員にお願いします。

最適化推進委員 最適化推進委員の紙本です。事務局の方と確認に行った後、本人さんと話をしました。12年ほど前の水害でふけたそうです。福島に帰って来られたときに、ユンボを入れて削って均したそうです。その後草刈りは何回かされたそうですが、10年ほど前に、周りに木を植えてから、猪除けのフェンスを張って以来、草刈りはしていないということです。今では、周りの木が相当大きくなって、中に入るのが困難になっております。聞いてみたところ、今まで借り手がいなかったということでした。後継者もおらず、現在80歳とご高齢で、今後の管理もできないことから、農地に戻すのは困難と考えます。以上です。

議長 地元委員さんからのご意見も、非農地にするのは止むを得ないだろうということでございます。

ここで皆様方から、質疑を受けたいと思います。この件に関しまして、何かご意見等はございませんか。

何かございませんか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり非農地通知を交付するというので、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり非農地通知を交付するものといたします。

以上を持ちまして、付議事項を終了いたします。

暫時休会とし、15時から再開いたします。

(再開)

協議事項に入ります。平成30年度農地パトロールについてを議題といたします。

事務局 7月17日にもお話ししましたとおり、農地パトロール実施要領に基づき行います。8月20日今福地区、13時30分東部交流センター出発です。

(以下 日程表のとおり)

農地パトロール日程表

平成30年度			対象地区	担当委員	使用する車
月日	時間	集合場所			
8月20日(月)	13:30~	東部交流センター	今福地区	武部 文男 崎田 隆 田中 晴美 立山 義典	10人乗り(9165)
8月22日(水)	13:30~	ながさき西海農協 御厨支店	御厨地区	大久保 純三 梶山 達男 山川 重晴 松田 実男 大久保 耕次 安永 光男 岩木 保徳 松永 勝也	10人乗り(9165) 軽バンAT(7571)
8月23日(木)	13:30~	ながさき西海農協 御厨支店	星鹿地区	藤川 吉生 松瀬 義之	10人乗り(9165)
8月27日(月)	13:30~	上志佐保育所駐車場	上志佐地区 <small>袖木川内・神木湯・長野・田ノ平 横辺田・笛吹</small>	松永 敬資 崎村 康子 鈴立 企一 百枝 純治	10人乗り(9165)
9月20日(木)	13:30~	中免公民館	調川地区	吉永 守 益本 徳市 村田 勝美	10人乗り(9165)
9月25日(火)	13:00~	市役所南側駐車場	志佐地区 <small>庄野・西山・白浜・里・大浜・浦 上高野・下高野・栢木・上野・赤木・池成</small>	伊藤 薫 柿山 享 吉原 順穂 大石 裕 萩原 健詞	10人乗り(9165)
10月1日(月)	14:00~	市役所 福島支所	福島地区	大川内 満舎信 松尾 奈津子 田中 康 早坂 勇 松尾 和広 紙本 政信	10人乗り(9165)
10月2日(火)	14:30~	市役所 鷹島支所	鷹島地区	山本 鉄美 瀬川 伸清 川下 貴吉 吉田 政明 北川 廣海	10人乗り(9165)

議長 それでは、平成30年田畑売買価格についてに移ります。

事務局 平成30年田畑売買価格等に関する調査票というものをお配りしています。これにつきましては、全国の全ての市町村を対象に調査が行われております。目的というのが、農業生産推進立案の基礎資料ということで、昭和25年1月1日での市町村区分で分けて調査をするようになっておりますので、松浦の場合7つに分けられます。志佐町と上志佐村、調川町、新御厨町、今福町、福島村、鷹島村のそれぞれで売買単価を出していただくようになります。

(検討項目について説明後、地区ごとの売買価格が決定し、確認のために読み上げ)

旧市町村名	農振法による 区分	中田（10a 当り）		中畑（10a 当り）	
		固定資産税 評価額	価格 自作地を自作地 として売る場合	固定資産税評 価額	価格 自作地を自作地 として売る場合
新御厨町	農用地区域	106,000 円	600,000 円	51,000 円	350,000 円
	農用地区域外	95,000 円	400,000 円	49,000 円	300,000 円
志佐町	農用地区域	102,000 円	700,000 円	35,000 円	350,000 円
	農用地区域外	77,000 円	450,000 円	34,000 円	250,000 円
上志佐村	農用地区域	94,000 円	700,000 円	27,000 円	400,000 円
	農用地区域外	76,000 円	400,000 円	28,000 円	200,000 円
調川町	農用地区域	88,000 円	400,000 円	41,000 円	300,000 円
	農用地区域外	87,000 円	300,000 円	40,000 円	200,000 円
今福町	農用地区域	101,000 円	450,000 円	35,000 円	200,000 円
	農用地区域外	74,000 円	300,000 円	35,000 円	200,000 円
福島村	農用地区域	72,000 円	600,000 円	36,000 円	350,000 円
	農用地区域外	61,000 円	400,000 円	37,000 円	250,000 円
鷹島村	農用地区域	70,000 円	550,000 円	33,000 円	400,000 円
	農用地区域外	66,000 円	400,000 円	36,000 円	350,000 円

議 長 次回の開催予定を先ほど事務局の方からお伝えいたしましたが、今回は、8月28日 火曜日 市民ホールで開催します。それから、8月の中旬に推進会議を予定しておりましたが、農地パトロールの日程がずっとはいつておりますので、中止とさせていただきます。これで7月の農業委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16 時 02 分